

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

解体等工事の石綿飛散防止対策について、発注者、施工業者向けのセミナーを開催します。

石綿を使用した建築物等の解体等工事においては、届出者となる発注者、工事を施工する施工者それぞれが大気汚染防止法及び府条例に定められた義務を果たし、石綿飛散防止対策の徹底を図る必要があります。(規制の概要については裏面をご覧ください。)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに参考となる石綿飛散防止対策等についてご説明します。是非ご参加ください。

セミナープログラム

●日時：平成 27 年 6 月 12 日 (金) 14 時から 16 時まで (13 時 15 分開場)

●会場：大阪府咲洲庁舎 2 階咲洲ホール (参加無料、定員 500 名)

(所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16)

●講演内容

1. 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策

講師：建設廃棄物協同組合 理事長 島田 啓三

2. 石綿飛散防止対策に関する法・条例遵守上の留意事項

講師：大阪府環境農林水産部事業所指導課

3. 建築物石綿含有建材調査者資格制度と現状

講師：一般財団法人日本環境衛生センター

技 師 石 田 義 人



【行き方】

- ・地下鉄中央線コスモスクエア駅から南東へ徒歩 8 分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線トレードセンター前下車、ATC ビル直結

大阪府石綿飛散防止対策セミナー (FAX 送信票)

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導 G 宛て (FAX:06-6210-9584)

会社名：	
会社所在市町村：	申込希望人数： 人
担当部署名：	氏名：
TEL：	氏名：
FAX：	氏名：

■ 申し込み方法

- 平成 27 年 5 月 1 日 (金) 14 時から 6 月 11 日 (木) の間にお申し込みください。
- 申し込みにはインターネットをご利用ください。
(申し込みページは「大阪府 石綿 セミナー」で検索できます。)
- FAX 申し込みの場合、上記の送信票をご利用ください。
- 定員に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

<問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ TEL：06-6210-9581 FAX：06-6210-9584

建築物等の解体等工事を発注・施工する皆さまへ

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

石綿を使用した建築物等の解体等工事は、今後増加することが見込まれています。

石綿による環境への影響を防ぐため、施工者は解体等工事前の事前調査及び適切な石綿飛散防止対策を実施し、また、発注者は費用・工期に配慮した契約の締結及び事前の法・条例に基づく届出を行うなど、発注者、施工者それぞれが適切な対策を講じることが必要です。

石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の前に実施する石綿に関する事前調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

工事現場において、施工者は、事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する必要があります。



事前調査及び作業に係る掲示板

適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。



隔離養生区画内(除去作業前)

適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は、事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供をしてください。発注者は、石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準等や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

届出は発注者の義務です。

石綿に係る解体等工事については、原因者負担の原則を踏まえ、発注者が作業開始の14日前までに届出をする義務があります。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！